

景観形成総合支援事業の概要

※ 現在、制度要綱及び補助金交付要綱を策定中であり、今後若干の変更がありますことをご了承ください。

I. 事業の目的

景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、もって景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。

II. 事業の概要

1. 対象地域

以下の両方の条件を満たす地域。

- ・ 国土交通大臣が同意した、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」(外客誘致法)に基づく外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域
- ・ 景観重要建造物又は景観重要樹木(いずれも確実に指定されると認められるものを含む)の存する地域

前者について、具体的には別表一にある市町村のとおり(平成19年2月21日現在)。

2. 事業主体

市町村(特別区を含む)。

なお、下記(3)のとおり、間接補助により、景観整備機構その他の市町村以外の民間の団体又は個人の取組を支援することも可能。

3. 補助率

(1) 市町村が補助を受け、自ら施行する場合(直接補助)

事業費(補助対象経費であるものに限る)の3分の1以内。

(2) 市町村の補助を受け、景観整備機構その他の市町村以外の民間の団体又は個人が施行する場合 (国は市町村に対して補助;間接補助)

事業費(補助対象経費であるものに限る)の3分の1以内、かつ、市町村の補助に要する費用の2分の1以内。

4. 事業期間

採択年度から3箇年度。

5. 対象事業

(1) 景観形成・活用事業計画(以下、「事業計画」という。)の作成

(2) 国土交通大臣が承認した事業計画に基づいてなされる以下の景観形成・活用事業の実施

① 必須事業(本事業の実施に当たり、必ず実施する必要のある事業;次のいずれか)

- ア 景観重要建造物の修理、買取又は移設
- イ 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

② 選択事業(必須事業と併せて行う必要のある事業)

- ア 景観重要建造物の外観修景
- イ 建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
- ウ 良好的な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備
- エ 公共公益施設の高質化
- オ 良好的な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

* 対象事業の詳細内容については、後述のⅢを参照のこと。

6. その他

(1) 事業の適用期間

平成23年度末までの5年間。

ただし、平成23年度末時点で事業実施中の地区については、当該地区的事業計画に定められた事業期間の最終年度末まで。

(2) 繰越

明許繰越が認められているところ。

(3) 地方債

地方負担(いわゆる裏負担)についての地方債の措置については、まちづくり交付金と同じ地方債を要求中(教育・福祉施設等整備事業債 充當率:政令指定都市70%、その他の市町村75%)。

7. 平成19年度予算額(政府案)

200百万円(国費ベース)

III. 対象事業の詳細内容等

1. 事業計画の作成について

本事業を実施する上で不可欠となる事業計画を作成するもの。

計画作成自体のほか、作成に当たって必要となる調査(地区の景観の現況把握等)、地区住民の啓発(専門家の招聘による勉強会の実施等)、合意形成を得るための取組(事業計画に関する説明会の開催等)も対象。

※ 採択に当たり、あらかじめ

- ・必須事業を行う見込みがあること
- ・必須事業の対象となる建造物又は樹木が、現に景観重要建造物又は景観重要樹木であるか、事業主体となる市町村がその指定を行うとしているものであることの要件を満たすことが必要。

なお、事業計画には、必須事項として

- ・事業地区の位置、区域及び面積
- ・事業地区の景観形成・活用の方針及び目標
- ・事業地区の景観形成・活用事業の全体計画
- ・事業地区の景観形成・活用事業の個別内容
- ・事業期間
- ・その他必要な事項

を定めることとなる。

2. 必須事業について

本事業の実施に当たり、必ず実施する必要のある事業であり、次のいずれか一つを指す。なお、一地区について、複数を組み合わせることも可能(例. 景観重要建造物を買い取り、その後に修理)。

- ・景観重要建造物の修理、買取又は移設
- ・景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

※ 採択に当たり、

- ・事業計画に位置付けがあること
- ・事業の対象となる建造物又は樹木が、現に景観重要建造物又は景観重要樹木であるか、事業主体となる市町村がその指定を行うとしているものであること
- ・事業の実施が、交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化に効果があると認められること
- ・関係者の連携、協力のもとに事業の実施がなされるものであること

の要件を満たすことが必要。

(1) 景観重要建造物の修理、買取又は移設

景観重要建造物の滅失防止のために、修理、買取又は移設を行うもの。

修理には耐震改修も含む。また、一般公開を行うもの(民間所有である場合には、事業主体となる市町村との間で、その旨を記した協定を締結しているもの)については、内装も対象。

買取又は移設においては、最小限必要な土地(敷地)購入を含む。

(2) 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

景観重要樹木の滅失防止のために、枯損・倒伏防止措置又は買取を行うもの。

買取においては、最小限必要な土地(敷地)購入を含む。

3. 選択事業について

必須事業と併せて行う必要のある事業であり、以下のとおりとなっている。一地区について、複数を実施したり、逆に実施しないことも可能。

・景観重要建造物の外観修景

- ・建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
- ・良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備
- ・公共公益施設の高質化
- ・良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

※ 採択に当たり、上記2. の必須事業に関する要件のほか、

- ・事業計画に位置付けがあること
- ・事業の実施が、必須事業の効果を高め、交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化に一層の効果をもたらすと認められること
- ・関係者の連携、協力のもとに事業の実施がなされるものであること

の要件を満たすことが必要。

(1) 景観重要建造物の外観修景

景観重要建造物の外観修景を行うもの。

必須事業となる景観重要建造物の修理等と併せて実施することを想定。

建造物本体のみならず、建造物に付帯し、屋外に露出している空調、冷暖房設備等の各種設備、看板等の屋外広告物の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、また、建造物の敷地にある門、塀、柵や照明等の景観面からの改善を含む。

(2) 建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消

建築物又は工作物の外観修景又は除却、看板等の屋外広告物の外観修景、除却又は集約化(「集約化」とは、新たに共同広告板を設置し、これまであった複数の看板をまとめて掲示することを指す)堆積物件の外観修景又は除却、電線類の無電柱化を行うもの。

必須事業の対象となった景観重要建造物等の周囲や隣接地等で実施することを想定。

除却については、除却後に同様の物件が設置されることのないよう、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定前に策定される景観計画において、適切なルールづくりを行うことが必要。また、通常、外観修景のほうが安価であることから、執行に当たり、除却とした理由を整理することが必要。

建築物又は工作物の外観修景については、上記(1)と同じく、本体のみならず、これらに付帯し、屋外に露出している各種設備、屋外広告物の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、また、これらの敷地にある門、塀、柵や照明等の景観面からの改善を含む。

堆積物件の外観修景については、当該物件自体でなく、目隠しのための植栽等敷地において実施される景観面からの改善を含む。

電線類の無電柱化については、道路区域において道路附属物となるものは対象外。

(3) 良好的な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備

必須事業の対象となった景観重要建造物等に関し、その交流人口拡大効果を十分に発揮させるために有用な施設の整備を行うもの。

具体的には、案内施設(観光案内所等)、案内標識(観光案内板等)、交流施設(地区住民と来訪者のふれあいの場となる集会所等)、休養施設(四阿等の休憩所、公衆便所、ポケットパーク等)、体験・学習施設(民俗博物館、歴史資料館等)、ライトアップ施設及び駐車場の整備等が該当。

これら施設の整備に当たっては、土地(敷地)購入は含まない。

(4) 公共公益施設の高質化

公的空間の景観向上を図るものであり、具体的には、道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置等が該当。

必須事業の対象となった景観重要建造物等の周囲や隣接地等で実施することを想定。

これら施設の高質化に当たっては、土地(敷地)購入は含まず、景観向上を図る観点から行われるグレードアップ分のみが対象。

(5) 良好的な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

必須事業の対象となった景観重要建造物等の適切かつ効果的な保全活用やこれら建造物等を核としたさらなる景観形成活動の拡がり(これによる交流人口の一層の拡大を通じた地域振興・活性化の進展)に結び付くようなソフトの取組を行うもの。

具体的には、景観形成に係る活動(まちづくりセミナーの実施等地区住民の啓発や研修、地区の積極的な景観形成を牽引する人材の育成、地場産材の育成や伝統工法の継承等景観材料の製作に係る技術者養成等)、景観活用に係る活動(良好な景観を活用した観光イベントの実施等)が該当。

IV. その他(事業執行上の手続き)

本事業は、本省が予算配分を行う。

そのため、当分の間、新規採択に係るヒヤリングについては、本省において直接に実施する。

他方、交付申請の審査から完了検査に至る事務については、各ブロックの地方整備局(建政部;ただし、北海道は北海道開発局(事業振興部)、沖縄は沖縄総合事務局(開発建設部))が行うこととなる。

* 今般の国庫補助要望に係る調書提出以降の当面のスケジュールについては、本文書の末尾にある「今後の当面のスケジュールと執行手続き等」を参照のこと。

今後の当面のスケジュールと執行手続き等について

2月 28 日	要望の受付開始(調書等発送) [本省→都道府県・政令指定都市→市町村]
3月 9 日	本省ヒヤリング日程の提出 [市町村→都道府県・政令指定都市→本省]
3月 16 日	要望調書A～C及び景観・活用事業計画(案)の提出 [市町村→都道府県・政令指定都市→本省]
3月 22 日 ～ 30 日	本省ヒヤリング [市町村→本省] (配分・示達作業)
4月中旬	景観形成・活用事業計画の承認 [本省→地方整備局等→市町村] 予算内示 [本省→地方整備局等→市町村]
4月下旬～	交付申請の受付、審査、決定 [市町村→地方整備局等]

事業対象地域となる国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客來訪促進地域の該当市町村一覧

I 計画単位

市町村名	市	町	村			
全市町村						
北海道地区 (35市130町15村)	北海道 企石町村					
東北地区 (28市11町6村)	青森県 (9市1町2村) 岩手県 (10市3町2村) 秋田県 (9市1町1村)	弘前市 三戸郡 花巻市 八戸市 能代市 大仙市	八戸市 むつ市 平川市 久慈市 美郷町 仙北市	黒石市 五所川原市 大崎町 中泊町 大戸町	外が浜町 鰐ヶ沢町 深浦町 大崎町 中泊町 大戸町	西目屋村 佐井村
関東北地区 (18市13町2村)	宮城县 (5市1町) 山形県 (6市2町) 福島県 (2市4町) 栃木県 (3市3町)	仙台市 喜多方市 宇都宮市	白石市 多賀城市 東松島市	蔵王町 七ヶ浜町 利府町	松島町	
上信越地区 (35市14町11村)	群馬県 (7市6町) 新潟県 (16市3町1村)	高崎市 みどり市 長岡市 新潟市 妙高市 駒形市	桐生市 沼田市 上越市 小千谷市 十日町市 阿賀野市	安曇野市 柏崎市 三条市 村上市 燕市 南魚沼市	下仁田町 中之条町 長野原町 草津町 東吾妻町 みなかみ町	富士見村 雄勝村 六合村 高山村 川場村
長野県 (12市5町4村)	長野市 小諸市 千曲市	松本市 茅野市 上田市	諏訪市 駒ヶ根市 駒ヶ根市	駒ヶ根市 駒ヶ根市 山ノ内町	軽井沢町 立科町 波田町 山ノ内町 飯綱町	白馬村 小谷村 高山村 野沢温泉村
岐阜・千葉県地区 (51市12町1村)	茨城県 (27市4町1村) 群馬県 笠間市 越谷市 神栖市 常総市	水戸市 鹿嶋市 笠間市 佐倉市 神栖市 行方市 石岡市	土浦市 下妻市 つくば市 守谷市 鉾田市 つくばみらい市	古河市 常陸太田市 高萩市 ひたちなか市 猿橋市 桜川市	大洗町 城里町 大子町 阿見町	東茨城村
千葉県 (24市8町)	千葉市 木更津市 佐倉市 我孫子市 柏崎市 柏崎市	船橋市 野田市 香取市 柏崎市 君津市 南房總市	柏崎市 成田市 柏崎市 市原市 君津市 いすみ市	鎌山市 茂原市 流山市 市原市 君津市 いすみ市	匝瑳町 佐町 神崎町 九十九里町 芝山町 大多喜町	御宿町 南房總町
東京都地区 (23市28町6村8町)	東京都 全市区町村		全市区町村			
富士箱根伊豆地区 (20市8町3村)	静岡県 (4市2町)	横浜市	鎌倉市 藤沢市	小田原市	箱根町 湯河原町	
山梨県 (6市1町3村)	甲府市	富士吉田市 山梨市	北杜市	笛吹市	富士河口湖町	忍野村 山中湖村 鳴沢村
静岡県 (10市3町)	掛川市 御殿場市	掛川市 御殿場市	三島市 伊東市 伊豆市	伊豆市 富士宮市 伊豆の国市	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	小山町
高知地区 (30市4町1村)	高知県 (8市1町)	岐阜市 飛騨市	高山市 飛騨市	中津川市 下呂市	美濃加茂市	白川村
愛媛県 (8市1町)	松山市	喜多郡 大洲市	喜多郡 大洲市	西条市 西条市	新居町	
三重県 (7市2町)	津市 志摩市	伊勢市 度会郡	桑名市 度会郡	鈴鹿市 度会郡	鈴鹿町 度会町	
滋賀県 (6市2町)	高島市 守山市	守山市 守山市	米原市 守山市	栗東市 守山市	立山町	
京都府 (10市3町)	京都市	宇治市 綾部市	八幡市 綾部市	京田辺市 綾部市	木津町 精華町	大山町
兵庫県 (16市4町)	神戸市 明石市 尼崎市 尼崎市	宝塚市 加古川市 尼崎市 尼崎市	芦屋市 姫路市 尼崎市 尼崎市	西宮市 西宮市 尼崎市 尼崎市	佐用町 新温泉町 豪美町	
奈良県 (8市5町1村)	奈良市 生駒市	天理市 生駒市	橿原市 橿原市	橿原市 橿原市	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町	明日香村
和歌山县 (3市7町)	和歌山市	新宮市			高野町 白浜町 太地町	上高田町 すさみ町 串本町 那智勝浦町
福岡県 (4市)	福岡市 糸島市	糸島市 糸島市	大野市 大野市	小浜市 大野市	永平寺町 糸島町	
熊本県 (53市24町1村)	三重県 (5市3町)	上野市 尾張市	名張市 尾張市	松阪市	紀北町 御浜町	紀宝町
滋賀県 (10市5町)	大津市 守山市	守山市 守山市	長浜市 米原市	近江八幡市 東近江市	安土町	日野町
京都府 (10市3町)	京都市	宇治市 綾部市	八幡市 綾部市	京田辺市 綾部市	木津町	精華町 大山町
兵庫県 (16市4町)	神戸市 明石市 尼崎市 尼崎市	宝塚市 加古川市 尼崎市 尼崎市	芦屋市 姫路市 尼崎市 尼崎市	西宮市 西宮市 尼崎市 尼崎市	佐用町 新温泉町 豪美町	
奈良県 (8市5町1村)	奈良市 生駒市	天理市 生駒市	橿原市 橿原市	橿原市 橿原市	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町	吉野町
和歌山县 (3市7町)	和歌山市	新宮市			高野町 白浜町 太地町	上高田町 すさみ町 串本町 那智勝浦町
福岡県 (4市)	福岡市 糸島市	糸島市 糸島市	三好市			
大阪府地区 (33市9町1村)	大阪府 全市町村		全市町村			
瀬戸内地区 (20市4町)	広島県 (10市1町) 山口県 (8市2町) 愛媛県 (2市1町)	広島市 府中市	竹原市 庄原市	三原市 尾道市	神石高原町	
東中四国地区 (22市11町)	島根県 (2市3町) 鳥取県 (4市2町)	松江市	出雲市	安来市	宍道町 斐川町	
岡山県 (6市1町)	岡山市	倉敷市	津山市	真庭市	鏡野町	
香川県 (7市4町)	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	多度津町
高知県 (4市1町)	高知市	高知市	高知市	高知市	いの町	
九州地区 (61市19町3村)	福岡県 (9市)	福岡市 太宰府市	久留米市	柳川市	筑紫鋏町	
福岡県 (8市2町)	佐賀市 多久市	伊万里市	武雄市	唐津市	有田町 官野ヶ原町	
長崎県 (6市)	長崎市	佐世保市	島原市	対馬市		
熊本県 (11市4町3村)	熊本市 水俣市 上天草市	荒尾市	玉名市	山鹿市	南小国町 小国町	高森町 山都町
大分県 (11市2町)	大分市 臼杵市	中津市	日田市	佐伯市	日出町	九重町
宮崎県 (6市5町)	宮崎市 えびの市	日南市	串間市	西都市	北諸県町 綾町 高千穂町	美郷町
鹿児島県 (11市6町)	鹿児島市 垂水市 霧島市	指宿市	西之表市	阿久根市	出水市	知覧町 中種子町 南種子町 上種子町 屋久町 天城町
沖縄地区 (11市11町19村)	沖縄県 全市町村		全市町村			

※市町村合併が行われた日以後については、都道府県における「外客來訪促進計画」が変更されるまでは、指定された市町村を含む合併後の市町村として運用

景観まちづくり学習推進のための モデルプログラム作成事業 実践モデル校募集要項

～景観まちづくり学習の取組促進に向けて～

国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室では、良好な景観形成の推進のためには、景観に関心を持ち、その形成を自らの課題と考えることのできる人材の育成が必要であり、良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を目的とした「景観まちづくり学習」が重要であるとの視点から、現在、文部科学省の協力も得て、当該取組の促進についての調査研究を進めています。

今回、その一環として、学校教育で活用できる「景観まちづくり学習」のモデルプログラム(題材)の検証にご協力いただける実践モデル校を募集します。

平成19年2月

国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 景観室

I 景観まちづくり学習推進のためのモデルプログラム作成事業について

1. 事業の趣旨・目的

平成17年6月に景観法が全面施行され、国土交通省においても、同法の基本理念及び責務を踏まえ、良好な景観形成に係る取組を支援する各種措置を講じてありますが、この一環として、良好な景観形成の推進には地域住民等の理解と行動が不可欠であるとの視点から、平成17年度から3箇年をかけて、良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を目的とした「景観まちづくり学習」のあり方及びその実践にかかる手法・ツールの整備開発についての調査研究を進めているところです。

特に、標記の「景観まちづくり学習推進のためのモデルプログラム作成事業」(以下、「本事業」という。)については、平成17年度に実施した有識者懇談会での議論の結果を踏まえ、同懇談会委員である小澤紀美子教授(東京学芸大学)を中心としたワーキンググループ(実際の教職員等で構成)のご協力をいただきながら、学校教育での展開を主眼とした小学生向けの「景観まちづくり学習」のモデルプログラム(題材)の検討開発を行っているのですが、この度、モデルプログラム(題材)ができるだけ多くの教育現場において活用されるものとなるよう、内容の充実化を図るために、実践モデル校を募集させていただくことにしました。

実践モデル校においては、素案として作成したモデルプログラム(題材)の使いやすさについて検証いただくとともに、実際の取組結果をフィードバックしていただきます。その結果を最終的なモデルプログラム(題材)の作成等に反映(取組結果について事例として紹介することを含む)し、内容の充実化を図りたいと考えております。

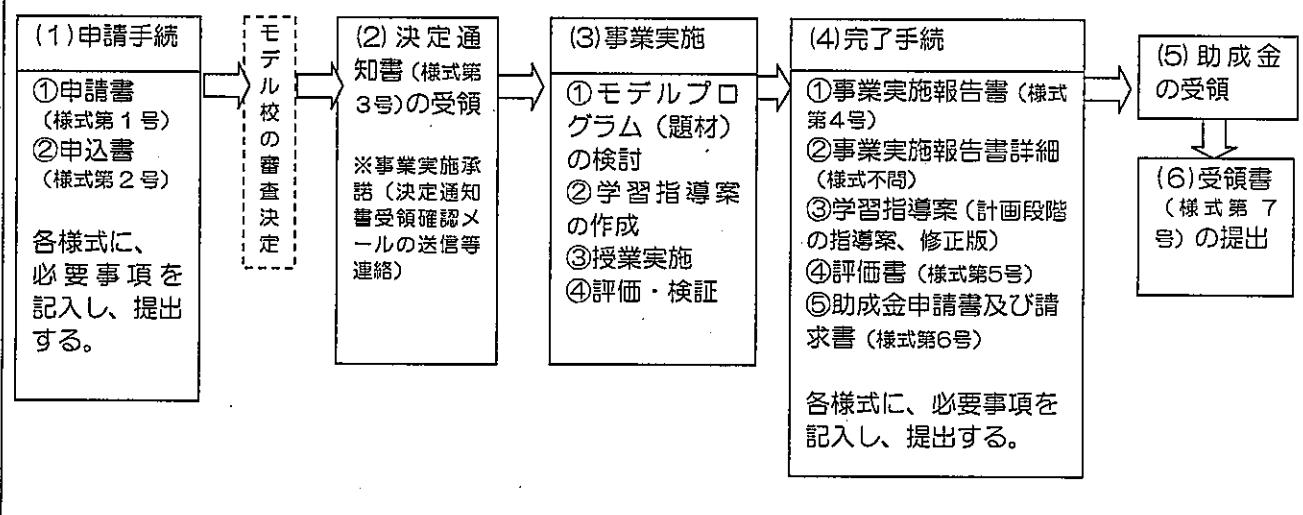
積極的なご応募をいただきよろしくお願い申し上げます。

2. 本事業の概要

- (1) 別添「景観まちづくり学習のススメ！」にあるモデルプログラム(題材)をもとに、授業を実施する。
- (2) 授業実施後に、モデルプログラム(題材)の評価(指定様式による評価書の作成)を行う。
- (3) 実際の取組結果(具体的な実施内容)を報告する。

※なお、取組結果の報告後においても、最終的なモデルプログラム(題材)の作成にあたってのヒアリング対応や情報交換会への参加等のご協力をお願いする可能性があります。

モデル校の事業実施フロー



3. 募集数

全国で概ね10校程度。

4. 本事業実施期間

平成19年4月1日～平成19年9月30日

5. 応募条件

次の両方の条件を満たすこと。

- (1) 国内の小学校（国立・公立・私立を問わない）。
- (2) 本事業の趣旨を理解し、良好な景観形成を担う人材育成を考え、積極的にモデルプログラム（題材）の検証を行っていただけること。

6. 事業の実施に対する助成

事業の実施にかかる経費を含め、結果報告までの一連の取組に対する研究活動助成金として、決定の学校ごと一律10万円を支給します。

支払いについては、事業実施報告書等完了手続きが終了した後、「研究活動助成金申請書及び請求書（様式第6号）」により指定された口座に振込みます。

なお、直接経費関係書類の作成は不要ですが、平成21年3月31日までの間、領収書等を保管しておいていただきますようお願い申し上げます。

II 応募の手続き

1. 募集内容

(1) 募集対象

国内の小学校（国立・公立・私立を問わない）。

(2) モデル校の選定

全国で概ね10校程度。

(3) 募集期間

平成19年2月19日～3月16日（必着）。

(4) 応募方法

①提出書類

- 「景観まちづくり学習推進のためのモデルプログラム作成事業 応募申請書」（様式第1号）
- 「景観まちづくり学習実施モデル校 申込書」（様式第2号）
- 上記内容に添付が必要な場合、その関係書類一式

※ 応募申請書および申込書は、2月中に国土交通省地域・都市整備局都市計画課景観室のホームページからダウンロードが出来るようになります。

➢ HPアドレス：国土交通省地域・都市整備局都市計画課景観室

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/index.htm>

②提出部数

➢ 2部

※ 提出された応募書類一式は返却できませんのでご了承ください。

※ 提出された応募書類一式は選考以外の目的には使用いたしません。

③受付場所・提出先

〒102-0084

東京都千代田区二番町12-12 B.D.A二番町ビル2階

（財）都市づくりパブリックデザインセンター内

景観まちづくり学習調査事務局（担当：大野）

電話：03-3222-0981 FAX：03-3222-0986

Eメール kyouiku@udc.or.jp

④応募方法

電子メール、郵送、FAXまたは持参とします。

⑤費用の負担

応募に要する経費は応募者の負担とします。

⑥その他

提出された申請書は返却いたしませんので、各学校で控えを保管するようにしてください。

III 選考方法

1. モデル校の選考

景観まちづくり学習調査事務局において書類審査を行い、取り組みへの意欲と実現性の高さ等から選考します。

なお、内容等確認が必要な場合は照会させていただくことがあります。

2. 選考結果の通知

選考結果については、平成19年3月下旬までに各応募者に対し書面にて通知します。

3. 選考結果の公表

選考結果については、国土交通省地域・都市整備局都市計画課景観室のホームページにおいて公表します。

➤ HPアドレス：国土交通省地域・都市整備局都市計画課景観室

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/index.htm>

IV 決定後の手続き

1. 事業決定時の手続き

(1) 決定通知書（様式第3号）受領の連絡。

2. モデル校の活動・事業実施

(1) 授業実施に向けてのモデルプログラム（題材）の検討及び学習指導案の作成。

(2) 景観まちづくり学習授業の実施。

(3) 事業実施報告書等の作成〔学習指導案の評価、検証；上記（1）の修正・校正；実践的プログラムの提案〕。

3. 事業完了時の手続き

(1) 提出書類（事業実施報告書等の作成、提出）

①事業実施報告書（様式第4号）

②事業実施報告書詳細…様式不問

③学習指導案（計画段階の指導案、修正版）…様式不問（上記2の（1）（3）に該当）

なお、その他授業実施にあたり作成された資料一式の添付をお願いします。

④評価書（様式第5号）

⑤研究活動助成金申請書及び請求書（様式第6号）

〔※参考までに、完了時の報告提出書類（案）を後の完了関係ページに添付しています〕

(2) 提出期限

事業実施終了後1ヶ月以内。

(3) その他

結果報告を受けた後、内容等確認が必要な場合は照会させていただくことがあります。

4. 研究活動助成金受領及び受領後の手続き

研究活動助成金申請書及び請求書（様式第6号）で指定された口座に入金されたことをご確認の上、研究活動助成金受領書（様式第7号）の作成・提出をしていただきます。

V 今後のスケジュール

<時期>	<内容>
平成19年2月19日	応募受付
3月19日	応募受付締め切り
3月中旬	選考
3月下旬	選考結果通知
4月～9月	事業実施 (事業実施後1ヶ月以内) 実績報告書等の提出
平成20年2～3月	情報交換会(実施検討予定)

※実績報告書等、書類提出期限はモデル事業実施後、1ヶ月以内とする。

VI 問い合わせ先

◆本調査事業の趣旨・内容について

国土交通省 都市・地域整備局都市計画課景観室（担当：舟久保・加納）
・住所 〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
・電話番号 03-5253-8111

◆申請書類・受付等事務について

景観まちづくり学習調査事務局
・住所 〒102-0084
東京都千代田区二番町12-12 B.D.A二番町ビル2階
(財) 都市づくりパブリックデザインセンター内
景観まちづくり学習調査事務局（担当：大野）
・電話番号 03-3222-0981
・FAX 03-3222-0986
・Eメール kyouiku@udc.or.jp